

令和 4 年 1 月 4 日
日 本 銀 行

日・フィリピン間の 二国間通貨スワップ取極の改正

日本・フィリピン間の二国間通貨スワップ取極 (BSA) について、両国は、締結中の第 3 次取極を再改正し、その期限を延長することとし、その旨の取極文が日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びフィリピン中央銀行の間で交わされ、本年 1 月 1 日に発効した。本取極は、日本及びフィリピン当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、フィリピン当局が、日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本取極の交換上限額は変更なく、フィリピンが 120 億米ドル又は 120 億米ドル相当の日本円、日本が 5 億米ドルである。

今回の改正においては、直近のチェンマイ・イニシアティブ (Chiang Mai Initiative Multilateralisation : CMIM) 契約書の改訂に沿った修正が組み込まれている。

日本及びフィリピンは、金融セーフティネット強化を目的とした本取極が、両国間における更なる金融協力の深化に資するとともに、アジア域内および国際的な金融安定に貢献することを期待する。